

消費税率引上げに伴う 手数料等改定のお知らせ

この度の消費税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税率が現行の8%から10%に変更されることになりました。

これに伴い、消費税が課税される下記の諸手数料につきましても新消費税率(10%)を適用させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、現在お客さまの口座から自動引き落としさせていただいている手数料等につきましても、同様とさせていただきます。

ご不明な点など、詳しくは窓口におたずね下さい。

<お客様へのお願い>

10月1日以降もパンフレット、商品の説明書等には従来の8%のものがお手もとに届く場合もあるかと存じますが、その際は10%に読み替えてご利用いただきたくお願い申し上げます。

<消費税が課税される手数料の例>

- 振込手数料
- ATM 利用手数料
- 貸金庫利用手数料
- 夜間金庫取扱手数料
- ローン・融資関係手数料
- 手形・小切手等発行手数料
- 各種証明書発行手数料
- 口座振替手数料
- 代金取立手数料
- 通帳・証書・カード再発行手数料
- インターネットバンキング・でんさいネット手数料
- その他手数料 等